

マイナンバーの記入が必要

昨年年度の確定申告から個人番号(マイナンバー)の記入が義務付けられています。個人番号を記入した申告書を提出する際には、「申告者の番号確認」と「申告書を提出される方の本人確認を実施しますので、次の書類をご持参ください。」

▼番号確認に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など、個人番号が確認できるもの

※番号を確認するのは申告者の方の番号のみです。扶養親族の方の番号確認は行いませんが、申告書に記入欄がありますので、事前に控えておきましょう。

▼本人確認に必要な書類

・1点で本人確認ができる書類(写真有個人番号カード、住民基本台帳カード(有効期限内)、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

青色申告

・過年度分の確定申告

・消費税、贈与税、相続税の申告

・譲渡所得

(株や不動産などを売買した所得)

・先物取引など確定損失申告

・住宅関連特別控除(特定増改築など)

・雑損控除(災害や盗難による損失など)

・外国人の方などの高度な判断を要する確定申告

TAX

平成29年分

税の申告

所得税・市県民税の申告は

2月13日火～3月15日木

市では、日程表のとおり、申告相談を行います。
なお、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてご来場ください。

◇国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp

◇e-Tax ホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp

◇市税や地方税に関するお問い合わせ
☎ 税務課(千代田庁舎)

◇所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ
☎ 土浦税務署 ☎ 029 - 822 - 1100

申告相談に必要なもの

申告内容に応じてさまざまですが、「所得」に関する証明書と「印鑑」が必要です。
また、控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

- ◎印鑑(スタンプ式は不可) ◎所得税確定申告書(空の申告書は市役所にも用意しています)
- ◎本人名義の預金通帳など(所得税の還付先口座確認のため)

⑧昨年度、申告相談会場で確定申告をされた方は、今年度から申告書は届きません。
代わりに「お知らせ」または「通知書」が税務署から届くので、そちらをご持参ください。

⑨名前などが印字された申告書が欲しい方は、直接税務署にお問い合わせください。

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けは行っていません。
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※収支内訳書などの用紙は、千代田庁舎税務課、霞ヶ浦庁舎窓口センター、中央出張所の窓口にも設置しております。 ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収済通知書と課税明細書をご参照ください。
医療費控除を受ける方 (8ページを参照ください)	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の日付(H29.1.1～12.31)をご確認いただき、受診者や病院ごとに集計してください。
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、もしくは任意継続保険料などの領収証、または納付済額証明書
生命保険料、介護医療保険料、または地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料、生命保険料もしくは介護医療保険料控除証明書、または地震保険料もしくは長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結された分)
住宅借入金特別控除を初めて受ける方	原本：住宅取得資金に係る収入金の年末調整残高 写し：家屋(土地も含む)の登記簿謄本、請負(売買)契約書、その他(認定通知書など)
市外在住者が扶養親族となる方	被扶養者の住所、氏名、生年月日がわかるもの

申告が必要な方

平成30年1月1日現在、本市にお住まいで次のいずれかに該当する方は、原則として申告が必要となります。

▼事業者など

- ・営業や農業、その他の事業を営む方
- ・農業所得は、自作・代作にかかわらず耕作収入があつた方が対象となります。なお、出荷していなくても収穫があつた場合には農業所得となります。
- ・不動産、利子、配当、雑、譲渡、一時などの所得や、原稿料、講演料などの収入がある方

▼給与所得者

- ・給与以外に農業所得や不動産所得など、他の所得がある方
- ・勤務先から市役所税務課に「給与支払報告書」が提出されない方
- ・平成29年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方
- ・2力所以上から給与の支払いを受けている方
- ・給与の収入金額が20万円を超える方
- ・公的年金などの受給者
- ・受給合計額が400万円を超える方
- ・公的年金以外に、農業や不動産などの所得がある方
- ・収入がなかった方

▼収入がなかった方

- ・遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税所得のみ受給している方や、税法上の扶養に入つておらず収入がまだくない方などは、状況に応じて

申告が不要となる方

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した方(住民税申告は不要)
- ・所得が1力所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、給与支払報告書が市役所税務課に提出された方
- ・収入が公的年金などのみで受給額合計が400万円以下の方
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となります。

※申告が不要の方でも、医療費や扶養などの控除を追加し所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

市役所では受け付けできない申告

次に記載のある申告相談などは、市役所で受け付けできません。直接税務署にご相談ください。

■ 市内の申告会場と対象者

～ 地区割の指定日以外でも、都合の良い日にご来場ください～

各会場の開錠は午前 8 時です。
午前中の受け付けが 80 人になり次第、午後の受け付けを開始します。
※かすみがうら市青色申告会では、青色申告を始めたい方への個別相談を期間中に予定しておりますので、ご希望の方は税務課市民税担当までご連絡ください。

会場および 時間	あじさい館		千代田庁舎	働く女性の家
	9:00 ～ 11:30	13:00 ～ 15:30	9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 15:30	9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 15:30
平成 30 年				
2 月 13 日(火)	*****		*****	市内全地区(還付申告)
14 日(水)	*****		*****	市内全地区(還付申告)
15 日(木)	*****		*****	市内全地区
16 日(金)	*****		*****	市内全地区
17 日(土)	*****		*****	*****
18 日(日)	*****		*****	市内全地区
19 日(月)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台	*****	市内全地区
20 日(火)	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町	*****	市内全地区
21 日(水)	柏崎上宿、小常、田端、出戸	下高野、下軽部、芝久保	*****	
22 日(木)	赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	*****	
23 日(金)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	七会地区	
24 日(土)	*****		*****	
25 日(日)	*****		*****	
26 日(月)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地	七会地区	
27 日(火)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	下稲吉・稲吉地区	
28 日(水)	幕田、南根本、牧ノ内第二	大和田、大成、サンシャインつくば	下稲吉・稲吉地区	
3 月 1 日(木)	房中、上高谷第 2、上高谷第 3	宮馬場、千鳥ヶ丘、八田	志筑地区	
2 日(金)	兵庫峰、浜、緑ヶ丘	霞台、有河、牛渡下郷、牛渡上郷	志筑地区	
3 日(土)	*****		*****	
4 日(日)	市内全地区		市内全地区	
5 日(月)	上高谷、根山、柳梅	外葉、松崎、心道学園	志筑地区	
6 日(火)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町	上軽部、東京製綱筑波寮、堂山、馬場	稲吉東・稲吉南・角来地区	
7 日(水)	馬場山、小原、巽台、原巻、天王町、金川	荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	稲吉東・稲吉南・角来地区	
8 日(木)	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	新生、大和、希望ヶ丘、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	新治地区	
9 日(金)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿、坂有河、西方、折越	志戸崎西一、志戸崎西二、志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	新治地区	
10 日(土)	*****		*****	
11 日(日)	*****		*****	
12 日(月)	横須賀、根本前原、北前原、後路、山田	石田、沖ノ内、上根、田伏中台、霞	新治地区	
13 日(火)	市内全地区		市内全地区	
14 日(水)	市内全地区		市内全地区	
15 日(木)	市内全地区		市内全地区	



▼各種税の申告および納付期限
所得税および復興特別所得税・贈与税の申告および納付の期限は 3 月 15 日
困、消費税および地方消費税の申告および納付の期限は 4 月 2 日(月)です。漏れのないようお願いします。
▼確定申告会場のご案内
土浦税務署では、確定申告相談会場を次のとおり設置します。
会場 新治シヨッピンセンター「さん・あびお」2 階(土浦市大畑 1-6-1)
期間 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木)
(土・日曜日は休みですが、2 月 18 日(日)25 日(日)に限り開設いたします)
受付時間 午前 9 時～午後 4 時
相談内容 申告相談(所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税、贈与税の申告書の作成および提出)
※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。
※開設期間中は、土浦税務署への申告相談は実施しません。
※「さん・あびお」への直接のお問い合わせは、1 遠慮ください。
※不明な点は、土浦税務署にお問い合わせください。(TEL 030-8822-1100 自動音声案内)
▼地方税ポータルシステムの利用を
給与・公的年金などの支払いをする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源



泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、地方税ポータルサイト(eLTax)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となります。詳しくは、eLTax ホームページをご覧ください。
確定申告時の留意点
①ふるさと納税でワンストップ特例申請をしている方で次に該当する場合は、申請の有無に関わらず確定申告が必要となりますのでご注意ください。
・6 団体以上の自治体にふるさと納税を行った場合
・医療費控除などの確定申告(還付申告)がある場合
・住宅ローン控除の初年度の確定申告がある場合
※ふるさと納税を行った全ての自治体の受領書が必要となりますので、必ず持参してください。
②所得税の確定申告をされる方は、確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れに注意してください。



医療費控除に関する明細書の提出義務化について

医療費控除を適用される方へ

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になり、申告後に税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は 5 年間保存してください。

※医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は提出が必要です。
(例)おむつ使用証明書、在宅介護費証明書など

※平成 31 年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による医療費控除の適用もできます。



▲ 医療費控除の明細書

セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費⁽¹⁾を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書の提出」および②「適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出または提示」が必要になります。

セルフメディケーション 税 控除 対象

▲ セルフメディケーション税制マップ

注：(1)特定一般医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品(スイッチ OTC 医薬品)の購入費をいいます(シートに★印が表示されます)。